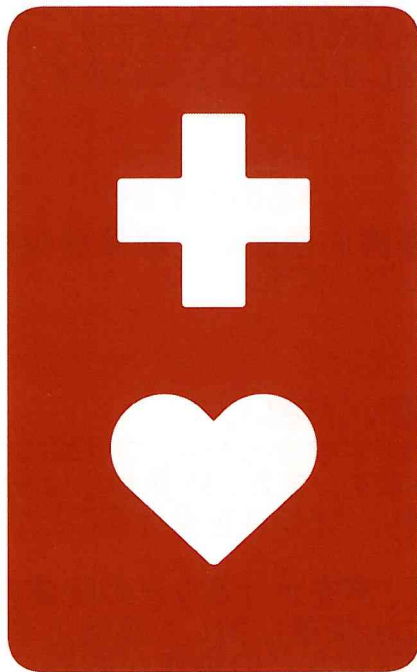


ヘルプマークを ご存じですか？



外見からは分からなくても
援助や配慮が必要な方がいます。

和歌山県では、援助や配慮が必要な方にヘルプマークを交付しています。
このマークを見かけたら、思いやりのある配慮をお願いします。

和歌山県では援助や配慮が必要な方に、ヘルプマークを交付しています。

義足を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくする手助けをするのが、

ヘルプマーク



です。

Q. ヘルプマークはどのような人に交付しているのですか？

ヘルプマークの対象者は、義足を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていて、交付を希望する方々です。身体機能等に特に基準を設けておらず、お申し出に対しお渡しすることとしています。代理の方がお受け取りいただくこともできます。

Q. ヘルプマークはどこで交付しているのですか？

和歌山県庁障害福祉課、各振興局健康福祉部保健福祉課、和歌山市障害者支援課及び保健対策課にて交付しています。

Q. ヘルプマークを身につけた方がいたら、どうすればいいですか？

電車・バスの中では、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等では、見守る、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

お問い合わせ 和歌山県庁福祉保健部障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL:073-441-2531 FAX :073-432-5567

E-mail e0404001@pref.wakayama.lg.jp



地球環境保護のために、再生紙を使用しています。